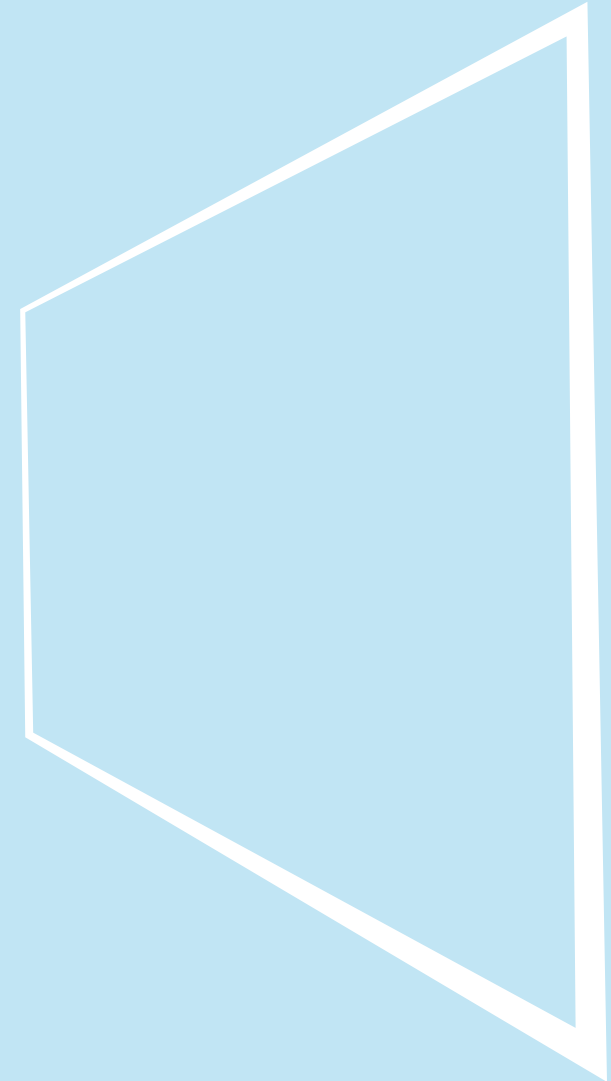


# 社債型種類株式に関するQ&A

2026年5月14日



質問	回答
<p>1. 社債型種類株式に係る定款変更を行う目的は何か</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当社は、2017年以降、ハイブリッドローンにより1,000億円を調達するなど、ハイブリッド調達を活用してきました。今回、新たなハイブリッド調達の選択肢を確保することを目的として定款変更を行います。</li> <li>■ なお、現時点で第1回社債型種類株式の具体的な発行時期は未定ですが、2027年10月29日に初回期限前弁済が可能となる1,000億円のハイブリッドローンのリファイナンスへの活用を含め、今後検討する可能性がございます。</li> </ul>
<p>2. 社債型種類株式の特徴は何か</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会社法上の株式ですが、株式と社債の中間的性格を有するハイブリッド・ファイナンスであり、商品性はハイブリッド社債に類似しています。</li> <li>■ 普通株主の皆様への配慮として、社債型種類株式には議決権や普通株式への転換権がありません。</li> <li>■ 社債型種類株式の配当や残余財産の分配順位は普通株式に優先し、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型の種類株式です。</li> <li>■ 普通株式とは別に、東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しており、個人投資家をはじめとする幅広い投資家の皆様へ投資機会を提供することを企図しています。</li> </ul>
<p>3. 財務戦略上、社債型種類株式の役割や資本構成上の位置付けは何か</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社債型種類株式は、普通株主の議決権の希薄化や普通株式に係るROEやEPSへの影響を抑制（※1）しつつ、自己資本を拡充することが可能です。また、格付会社から、発行額の一部に対して格付上の資本性認定を受けることを想定しております。</li> <li>■ これらの商品性を有することから、普通株主の皆様へ配慮しつつ、適正な資本負債構成を実現するための選択肢の1つであると考えております。</li> <li>■ 更に、社債型種類株式は主に個人投資家を対象としていることから、資金調達手段の多様化にも寄与すると考えております。</li> </ul>

※1 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より社債型種類株式に係る部分（払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

質問	回答
<p>4. ハイブリッド社債との類似点及び相違点は何か</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ハイブリッド社債と同様、格付会社（R&amp;I/JCR）より発行額の50%に対して格付上の資本性の認定を受けられる商品性を見込んでおります。</li> <li>■ 他方で、社債型種類株式では、会計上の自己資本を拡充できる点が異なります。加えて、社債型種類株式は東京証券取引所プライム市場への上場を通じて幅広い投資家に検討いただける商品（NISA対象）です。</li> </ul>
<p>5. 代表的なハイブリッド調達手法として、ハイブリッドローンやハイブリッド社債が挙げられるが、なぜ社債型種類株式に係る定款変更を行うのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当社は、2017年以降、ハイブリッドローンにより1,000億円を調達するなど、ハイブリッド調達を活用してきました。当社は、2027年にハイブリッドローンの借り換えを控え、資金調達方法を多様化させるため、新たに「社債型種類株式」の発行枠を設定することといたしました。</li> <li>■ なお、本定款変更については、普通株式の議決権の希薄化が生じない資本性調達の選択肢を確保するために行うものであり、現時点では社債型種類株式の具体的な発行時期について決定している事実はありません。</li> <li>■ また、仮に社債型種類株式を発行する場合には、国内における一般公募を通じ、個人投資家をはじめとする幅広い投資家にご投資いただくことを想定していることから、当社の資金調達手法の多様化が実現できるものと考えております。</li> </ul>
<p>6. 普通株主に希薄化等のデメリットが生じないか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 議決権や普通株式への転換権がないため、普通株主の議決権の希薄化が生じません。</li> <li>■ 普通株式による公募増資に比べて、普通株式に係るROEやEPS等への影響に配慮（※1）した調達手法です。社債型種類株式の資本コストは、発行時に決定される配当年率相当分に限定されるため、普通株式に係る株主資本コストよりも低い資本コスト（※2）での自己資本の拡充が可能であることから、当社の既存株主の皆様の利益を保護する資金調達の選択肢の一つであると考えております。</li> </ul>

※1 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より社債型種類株式に係る部分（払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

※2 2026年5月14日提出の第1回社債型種類株式に係る発行登録書に記載している5%以下の想定配当年率の範囲内で発行が実現した場合の、発行から概ね5年間の資本コストについての想定となります。

質問	回答
7. 社債型種類株式の発行が普通株式の配当方針に影響を与えないか	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 現時点で第1回社債型種類株式の発行は未定ですが、社債型種類株式を発行した場合においても、当社は普通株主の皆様への配当を基本とした利益還元の充実に努めることを基本方針としており、普通株主の皆様への配当可能性を減少させることは想定しておりません。</li><li>■ なお、社債型種類株式は、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型の商品性です。そのため、仮に当社の業績が好調な場合でも業績に応じて優先配当金の金額を増額することはありません。</li><li>■ 一方、普通株式は、当社の業績が回復し、成長した局面においては、株価上昇の可能性や社債型種類株式の優先配当金を上回る配当を受け取れる可能性があり、その場合、普通株主の皆様が成長の成果を享受することができます。</li></ul>
8. 社債型種類株式の発行によって、普通株式の株価が下落する可能性はあるか	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 社債型種類株式は議決権の希薄化が生じないことから、一般的な普通株式の公募増資公表後のような希薄化懸念による株価下落はないものと認識しております。</li><li>■ また、普通株式と社債型種類株式ではリスク・リターンの特徴が異なるため、当社普通株主が普通株式を売却し、社債型種類株式に乗り換えるケースも極めて少ないと考えており、普通株式の株価への影響も限定的であると想定しております。</li></ul>
9. 複数回号を設定する理由は	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 現時点では第1回を含め、発行時期について決定している事実はなく、将来、資本拡充の必要性が生じた際に、機動的な発行を実現することを目的に、第5回までの授権枠を確保しております。</li><li>■ この他、将来、当社が発行した社債型種類株式を金銭対価で取得（コール）する場合には、原則として同等以上の資本性調達を行う必要があるとする商品性を想定しているため、当該取得に伴い、同様の社債型種類株式による資本性調達を行うことも想定されます。</li><li>■ 第2回号以降の具体的な発行や内容についても、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定いたしますが、定款の定めに従い、第1回号と同様に最大1,000万株の範囲内で、議決権や普通株式への転換権がなく、普通株主の議決権の希薄化が生じないものとなります。</li></ul>

質問	回答
10. どのような発行形態を想定しているか	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 現時点では具体的な発行時期は未定ですが、発行する場合には、国内における一般公募を通じ、個人投資家をはじめとする幅広い投資家にご投資いただくことを想定しております。</li><li>■ 当社の普通株主である皆様にもご購入いただけることを想定しております。</li></ul>
11. 東京証券取引所プライム市場への上場を検討する理由は	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 個人投資家をはじめとする幅広い投資家に投資いただく上で、東京証券取引所プライム市場への上場によって認知度を高めるとともに、売買の機会を提供することが重要と考えたためです。</li></ul>
12. 買収防衛策として利用されないか	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 社債型種類株式は、議決権や普通株式への転換権がないため、買収防衛策を目的としたものではありません。</li><li>■ 社債型種類株式を無償割当等で普通株主に割り当てることも想定しておりません。</li></ul>
13. 第1回社債型種類株式の発行時期と発行金額の予定は	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 現時点では発行時期を含めて決定している事実はなく、未定となります。なお、今般の社債型種類株式に係る定款変更が株主総会において承認され、当社の事業戦略・財務戦略を踏まえて、第1回社債型種類株式の発行が最善の調達手法と判断した場合には、市場環境に鑑みて最適な発行時期及び発行金額を検討することを想定しております。</li><li>■ 2026年5月14日提出の第1回社債型種類株式の発行登録書においては、発行金額を最大1,000億円と設定しております。</li></ul>



# 第1回社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
14. 第1回社債型種類株式の固定配当の配当年率レンジを5%以下として設定した理由は	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 資本と負債の中間の位置付けであるという商品性を踏まえつつ、類似する社債型種類株式・ハイブリッド社債の市場価格等を総合的に勘案し、設定しています。</li><li>■ なお、当該水準は、2026年5月14日現在の市場環境等を前提としており、今後の市場環境等の変化によって、変更される可能性があります。</li></ul>
15. 第1回社債型種類株式発行後、普通株式の増配の予定はあるか	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 普通株式の配当方針については、連結業績や成長分野への投資、キャッシュ・フローなどを総合的に勘案し判断いたしますが、配当を基本として利益還元の充実に努めてまいります。</li><li>■ なお、現時点で第1回社債型種類株式の発行時期は未定となっております。</li></ul>
16. 第1回社債型種類株式を金銭対価で取得（コール）する予定なのか	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 当社が今後、第1回社債型種類株式を発行した際に、発行日の5年後以降に金銭対価で取得（コール）するかは、その時点の事業・財務状況や市場環境等を総合的に勘案して判断します。</li><li>■ なお、ハイブリッド・ファイナンスの市場慣行として、多くの投資家が発行日の5年後以降から配当がステップアップするタイミングまでに、取得（コール）されることを期待していることは十分認識しております。</li></ul>

# 免責事項



KONICA MINOLTA

この文書は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。



**KONICA MINOLTA**